

II 8 - last

令和3年(し)第1083号

決 定

20220302郵送受

申 立 人 今 井 豊

上記の者からの付審判請求事件について、令和3年12月8日東京高等裁判所が
した抗告棄却決定に対し、特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、次のとお
り決定する。

主 文

~~本件抗告を棄却する。~~

理 由

本件抗告の趣意は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、~~事実誤認~~
の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文の
とおり決定する。

令和4年3月1日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 林 道 晴

裁判官 戸 倉 三 郎

裁判官 宇 賀 克 也

裁判官 長 嶺 安 政

裁判官 渡 邊 惠 理 子

これは謄本である。

令和4年3月1日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 北山拓郎

